

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、府中町立府中中学校の生徒としての自覚を持ち、一人一人が自己実現に向け、みんなが安心して学校生活を送ることを目的に定めるものとする。

第2章 学校生活に関すること

第2条 登下校

- (1) 通学路を通る。
- (2) 通学バックは本校指定の物を使用する。
- (3) 登校後は、学校の許可なく校外に出ない。
- (4) 自転車通学は不可とする。
- (5) 校内外の学習活動及び登下校の際は、制服を着用する。また、登下校時は学校指定のウインドブレーカーを着用してもよい。ただし、休日の登下校においては部活動の服装でも可とする。
- (6) 登下校時の買い食いをしない。

第3条 登校・遅刻・欠席

- (1) 日課の開始時刻を8:20とする。
- (2) 下校時刻は、次のとおりとする。

4月1日～9月30日	18:00 下校
10月1日～10月31日	17:30 下校
2月1日～3月31日	
11月1日～1月31日	17:00 下校

※朝練習は7:00～7:50とする。ただし、顧問不在のときは活動できない。

※大会等の2週間前は部活動延長(30分間)をすることができる。

※試験期間中は部活動を中止する。

(休日・祝日を除き、中間試験は3日前、期末試験は5日前から中止とする)

第4条 身だしなみ

身だしなみは、相手に不快感を与えないような服装や言動をすることです。相手のことを第一に考えた配慮であり、相手に対する敬意が身だしなみです。

(1) 社会の一員として、どの場においても通用することを目的にし、学びの場であることを大切にし、服装などを整える。

- ①制服は、ブレザー・ズボン・スカート・シャツを着用する。また、ネクタイ・リボンを着用する。
- ②ブレザーの襟には校章及びJRCバッジを付ける。
- ③胸には指定の名札を付ける。
- ④ズボン及びスカートの中にシャツを入れる。
- ⑤5月から10月をクールビズ期間とする。クールビズ期間は、ポロシャツを着用しても良い。
- ⑥スカート丈はひざが全てかくれる長さとする。
- ⑦制服の下のアンダーシャツは白、グレー、ベージュ等の透けて見えない無地とする。ハイネックなどシャツからはみ出る物は不可とする。
- ⑧靴は運動に適した、真っ白のひも靴を着用する。
 - ・靴全体が真っ白なもの。
 - ・ハイカットや色ライン、底が平らなもの、エナメル素材、厚底の靴など運動に適さないものは着用しない。

⑨靴下は白・黒・紺の無地とする。(くるぶしが隠れるもの)

・ストッキング及びタイツは防寒用で可とする。

⑩セーター・ベストはVネックが望ましい。色は黒、紺、白、グレーとする。

⑪登下校時に手袋、マフラー及びネックウォーマーを着用しても良い。

⑫部活動の服装は、部活動指定のものを着用する。

(2) 社会の一員としてどの場においても通用することを目的にし、学びの場であることを大切にし、中学生らしい髪型とする。

髪型 (例示)	男子	目・耳・襟にかからない程度
	女子	目にかからない・髪が肩にかかる場合は耳より下で結ぶ(ゴム・ピンの色は黒、紺、茶)
禁止事項	・染髪、パーマ、エクステ、化学処理等をしない。 ・整髪料をつけない。 ・変形的な髪型にしない。(ツーブロック等) ・眉毛をいじらない。 ・化粧及びマニキュア等をしない。 ・ピアスやネックレス等のアクセサリを着用しない。	

※事由により、上記の髪型、服装ができない場合は保護者と連携する。

第5条 その他

- (1) 学校生活に不必要な物は持参しない。(スマホ、ゲーム機、雑誌、お菓子、刃物、危険物、アクセサリ類等)
- (2) 金銭や貴重品は朝のSHRで担任に預ける。
- (3) 生徒同士でのお金や物品の貸し借り、物品の売買をしない。

第3章 校外での生活に関すること

本章の内容は、家庭・関係機関と連携を取り指導する。

第6条

- (1) 火遊び、エアガンなどの危険な遊びはしない。危険の伴う場所への出入りはしない。
- (2) アルバイトはしない。
- (3) スマートフォン等の使用に関しては、保護者の責任のもと使用させる。

第4章 特別な指導に関すること

第7条 特別な指導の目的

特別な指導は、より良い社会生活を送り自己実現を図るため、自己を振り返り、適切な行動がとれるよう個々の生徒に応じた指導を行う。

※指導内容は別紙参照

第5章 その他

(規程の見直し)

第8条 生徒指導規程は、状況に応じて見直しを行う。